6　合格者の発表　試験の合格者は、平成28年３月28日（月曜日）午後２時に、一般財団法人歯科医療振興財団及び厚生労働省にその受験地及び受験番号を掲示して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成27年11月27日（金曜日）までに一般財団法人歯科医療振興財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　試験に関する照会先　一般財団法人歯科医療振興財団　東京都千代田区九段北４丁目１番20号　歯科医師会館内　郵便番号102―0073　電話番号03（3262）3381　ＦＡＸ番号03（3262）2179

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十七年九月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一、事業計画が定められた年月日　平成二十七年九月七日

二、調査の種類　山村境界基本調査

三、調査を実施する者の名称　国土交通省

四、調査地域

岐阜県関ケ原町

五、調査期間　平成二十七年～平成二十八年

資　料

平成27年７月中国際収支状況（速報）

財務省

（単位：億円、％）

項目	７月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	－2,917	－687	－13,120
（対前年同月比）	（－77.8）	（－91.0）	（16.5）
貿易収支	－1,080	1,026	－8,582
（対前年同月比）	（－87.4）	（―）	（8.6）
輸出	65,448	64,563	62,580
（対前年同月比）	（4.6）	（5.6）	（8.2）
輸入	66,529	63,537	71,162
（対前年同月比）	（－6.5）	（－4.6）	（8.2）
サービス収支	－1,836	－1,714	－4,538
（対前年同月比）	（－59.5）	（－19.9）	（35.2）
第一次所得収支	22,312	6,569	18,653
（対前年同月比）	（19.6）	（47.3）	（－3.6）
第二次所得収支	－1,309	－296	－1,497
（対前年同月比）	（－12.6）	（－40.3）	（95.7）
経常収支	18,086	5,586	4,036
（対前年同月比）	（348.1）	（―）	（－44.9）
資本移転等収支	－468	－113	－496
直接投資	15,690	－166	8,983
証券投資	－14,477	38,977	－22,801
金融派生商品	2,028	4,703	1,973
その他投資	5,685	－47,015	16,585
外資準備	244	847	852
金融収支	9,170	－2,654	5,591
誤差脱漏	－8,448	－8,128	2,050

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成27年９月３日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年９月16日

大阪法務局長　冨田　一彦

記

氏名　石黒　和昭

所属する司法書士会　大阪司法書士会

登録番号　大阪第2245号

事務所の所在地　大阪市浪速区難波中二丁目６番15号ユーアイプラザビル９階

違反行為　会則違反

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成27年10月16日までに九州財務局理財部金融監督第三課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①20992002038②有限会社オートプラザモリ③茂利哲三郎④鹿児島県鹿児島市上福元町3239―１①20990001389②長谷川彰亮③長谷川彰亮④大分県宇佐市大字東高家228―２①21592001064②株式会社エースワークス③日高章一朗④鹿児島県鹿児島市新栄町14―５

平成27年９月16日

九州財務局長　辻　秀夫

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成27年７月１日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成27年９月16日

財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	ウィンストン・ＸＳ・６・100′s・ボックス	ＦＳＫ　20本ハードパック	日本	420円

国営豊沢川土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営豊沢川土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年９月16日

農林水産大臣　林　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営豊沢川土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成27年９月17日から平成27年10月20日まで

３　縦覧場所

岩手県花巻市及び北上市各事務所